



厚生労働省福島労働局発表
令和2年7月10日

担当

福島労働局雇用環境・均等室
室長 富塚 リエ
指導係主任 柳田 久美子
TEL：024-536-4609

「くるみん認定」取得 ～認定通知書交付式を開催します～

社会福祉法人育成会

(いわき市・福祉) 理事長 たかむら 高村 とみこ トミ子

初認定



社会福祉法人多宝会

(福島市・福祉) 理事長 かとう 加藤 たかゆき 貴之

初認定



社会福祉法人郡山福祉会

(郡山市・福祉) 理事長 むなかた 宗像 てるお 照男

初認定



- 1 福島労働局（局長 岩瀬 信也）は、このたび、次世代育成支援対策推進法に基づき、**従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）**として社会福祉法人育成会（理事長 高村 トミ子）、社会福祉法人多宝会（理事長 加藤 貴之）、社会福祉法人郡山福祉会（理事長 宗像 照男）を**新たにくるみん認定**しました。
- 2 認定企業に対する通知書交付式は、下記により行います。
- 3 今回の認定により、当局管内のくるみん認定企業数は、くるみん認定41社（延べ49社）となりました。
- 4 このほか、より高い水準を満たしたプラチナくるみん認定企業数は3社となります。

○日 時：令和2年7月14日（火）11：00～

○場 所：福島合同庁舎3階会議室（福島市霞町1-46）

※交付式の写真撮影、認定企業への事前取材・交付式後の取材は可能です。（会場に直接お越し下さい。）

くるみん認定とは

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たして申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

（添付資料）

- 資料1 認定企業の取組
- 資料2 認定基準一覧
- 資料3 福島県内の認定取得企業（子育てサポート企業）一覧
- 資料4 福島県内の認定企業分布図

職員会議や朝の打ち合わせ等において 年次有給休暇の取得を勧奨。法人の年次 有給休暇取得率目標達成。



社会福祉法人 育成会 (いわき市)

- 代表者：理事長 高村 トミ子 ■事業内容：福祉
 ■労働者数：115人（男性34人、女性81人）

●計画期間

平成30年2月1日～令和2年3月31日

●計画期間において育児休業等をした労働者数

男性子の看護休暇取得者 1名
 女性育児休業者 2名

●行動計画の目標達成状況

年次有給休暇取得率を法人全体で平均40%以上とする目標を立て、各事業所において、職員会議や朝の打ち合わせ等で年次有給休暇の取得を勧奨した結果、年次有給休暇取得率が法人全体で平均51%となった。

<事業主からのコメント>

この度のくるみんマーク認定にあたり、日頃よりご支援ご協力いただいている皆様には深く感謝申し上げます。

社会福祉法人育成会は、障がいを持つ方たちが自分らしくあたり前の人生を歩んでもらうため、様々な角度からサポートしております。十人十色の色んな個性を持つ人たちにかかわる対人業務は、やりがいのある仕事である反面、困難にぶつかることも多々ありますが、そのような時に大切なのが職員一人ひとりの「心のゆとり」です。

当法人では、家庭と仕事を両立しながら生き生きと働けるように、健全な労働環境を整え、有給休暇の取得を推進し、昨年度平均51%の取得率を達成致しました。年間休日や特別休暇が充実されている中で、更にこの目標が達成された背景には、職員同士の「お互いさま」の寛容で良好な人間関係の礎があったからこそと確信しております。これからも、やりがいや充実感を持って働ける職場として、引き続き両立支援の充実を図って参りたいと思います。

<子の看護休暇を取得した男性社員からのコメント>

私には3人の子どもがおり、必要に応じ子の看護休暇を取得しました。共働きの私にとっては妻の負担を軽減することができ、有効に活用させて頂き助かっております。

我が家では一番下の子が定期的に病院へ通院しますが、その際意外と父親が一人で子どもを連れ通院しに来ているケースが多く見られます。改めて父親も積極的に育児に参加する時代になったのだなと感じています。

これからも子の看護休暇等を取得するにあたり、職場の仲間に対する感謝の気持ちと可能な努力を行い、このような休暇制度を積極的に活用できる事の情報発信をして行きたいと思っております。

(取材連絡先・担当者： 0246-43-4466 総務部長 根本 明枝)

育児短時間勤務制度について、小学校入学前の子を養育する職員まで利用できるよう拡充。



社会福祉法人 多宝会 (福島市)

- 代表者：理事長 加藤 貴之 ■事業内容：福祉
 ■労働者数：153人（男性64人、女性89人）

●計画期間

平成27年4月1日～令和2年3月31日

●計画期間において育児休業等をした労働者数

男性育児休業者 1名
 女性育児休業者 12名

●行動計画の目標達成状況

- (1) 育児短時間勤務制度について、小学校入学前までの子を養育する社員が利用できるよう規程を整備し、周知を行った。

●目標以外の取組内容

- (1) 毎月の会議において残業実績資料を基に時間外勤務の管理を行った。
 (2) 年間の年休取得計画を導入し、毎月の会議において年次有給休暇取得状況の実績資料を基に有給取得促進を行った。

<事業主からのコメント>

福島労働局様をはじめとする関係機関のご指導を賜り「くるみん認定」を拝受できますことに、感謝と御礼を申し上げます。弊会は、比較的女性職員の在籍率が高いことから、平成20年より「仕事と育児の両立を支える雇用環境の創出」を目指し独自の子育て支援制度を展開してまいりました。

平成27年以降は当局のご指導も賜り、新たな行動計画を策定し、育休取得や時短勤務がさらに促進することとなり、女性職員のみならず男性職員にも効果が波及しこの度の認定に至りました。

今後も引き続き労使一体となって「心が通う」働き方改革を推進する所存であります。

<育児休業を取得した男性社員からのコメント>

男性が育児休業を取得することに対する上司、同僚の反応が心配でしたが、理解、協力を得られ問題なく取得できました。

職場復帰後も以前と変わらずに仕事ができおり、職場に感謝しています。初めての育児で、子供が生まれたばかりの不慣れな期間を家庭に集中でき、育児休業を取得してよかったです。

(取材連絡先・担当者： 024-522-6611 副事務局長兼課長 熱海 みどり)

男性社員 2 名が育児休業取得。「有給休暇計画表」「勤務希望届」により休暇管理を行い、有給休暇取得促進。



社会福祉法人 郡山福祉会 (郡山市)

- 代表者：理事長 宗像 照男 ■事業内容：福祉
 ■労働者数：120人 (男性42人、 女性78人)

●計画期間

平成29年12月1日～令和2年3月31日

●計画期間において育児休業等をした労働者数

男性育児休業者 2名
 女性育児休業者 6名

●行動計画の目標達成状況

- (1) 男性の育児休業取得についてのパンフレット及び女性社員向けに、妊娠・出産・育児のパンフレットを作成し、社員掲示板に掲示、啓発を行った結果、男性社員2名が育児休業を取得。女性社員の育児休業取得率100%となった。
- (2) 「勤務希望調書」により勤務スタイルの希望を確認しユニット人員配置に反映させることで、年次有給休暇を取得しやすい環境を整えた。また、年度初めに「有給休暇計画表」を、翌月シフト作成前に「勤務希望届」を提出してもらい、希望日に休みが取れるよう職員同士の協力体制を築いた。総務課においても個別の休暇管理を行い、有給休暇取得が出来ていない職員に対して所属長による面談を実施することで有給休暇を取得しやすい職場づくりに努めた結果、有給休暇取得率が法人全体で74.6%となった。

●目標以外の取組内容

- (1) 毎週水曜日をノー残業デーと定め、朝の申送りで周知している。
- (2) リフレッシュ休暇制度を導入している。

<事業主からのコメント>

当法人では、職員が生きがいや働きがいといった心の豊かさと、経済的安定や豊かさを求め、「感謝・健康・謙虚」の3Kを大切に、人間性を高めて思いやりの心で社会に貢献していきたいと願っております。



より良いケアを提供するには、職員一人ひとりが、いきいきと前向きに協力し合いながら働ける環境づくりが大切であることから、「職員が財産」の考え方を具現化すべく、様々な取組を継続して参りました。

郡山福祉会は、安心して子育てできる環境の基礎である「共に信頼し合い、支え合い、協力し合いながら、成長し合う風土」が自慢です。この度の「くるみん」認定を機に、更なる両立支援と次世代育成に取り組んで参ります。

<育児休業を取得した男性社員からのコメント>

初めは、他の職員に迷惑をかけてしまうのではないか？など不安と戸惑いがありました。しかし、仲間から「職場はみんなでフォローできるけど、パパの代わりは誰にもできないよ！」と快く育児休業を取りやすい環境を作ってくれたことで不安なく休業することが出来ました。第一子ということもあり、家族と一緒に大切な時間を過ごすことができたので本当に良かったと思います。

(取材連絡先・担当者： 024-961-8633 法人本部 総務部長 豊田 英人)

 <p>くるみん 認定基準</p>	 <p>プラチナくるみん 認定基準</p>
<p>1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。</p> <p>2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。</p> <p>3. 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。</p> <p>4. 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと</p> <p>① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること</p> <p>② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が15%以上であり、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること</p> <p><労働者数300人以下の企業の特例> 計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。</p> <p>② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。</p> <p>③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が7%以上であること。</p> <p>④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。</p> <p>6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例> 上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p> <p>7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。</p> <p>8. 計画期間の終了日の属する事業年度(※1)における労働時間について、次の①及び②を満たすこと</p> <p>① フルタイムの労働者等(※2)の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。</p> <p>② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p> <p>9. 次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること。</p> <p>① 所定外労働の削減のための措置</p> <p>② 年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p> <p>※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません</p> <p>10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと</p> <p>※「その他関係法令に違反する重大な事実」とは、以下の法令違反等を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法で勧告 労働保険料未納 長時間労働等に関する重大な労働法令に違反し、是正意思なし 労働基準関係法令の同一条項に複数回違反 違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名公表 等 	<p>1～4 改正くるみん認定基準1～4と同一。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと</p> <p>① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が13%以上</p> <p>② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例> 計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいない場合でも、改正くるみん認定の5.の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>6・7・8 改正くるみん認定基準6・7・8と同一。</p> <p>9. 改正くるみん認定基準の9.の①～③すべてに取り組み、①又は②について数値目標を定めて実施し、達成すること。</p> <p>10. 計画期間において、</p> <p>① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が90%以上</p> <p>② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が55%以上のいずれかを満たすこと。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例> 上記10.の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を併せて計算し①又は②を満たせば、基準を満たす。</p> <p>11. 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。</p> <p>12. 改正くるみん認定基準10と同一。</p> <div data-bbox="810 1413 1485 1675" style="background-color: #f9cb9c; padding: 10px; border-radius: 15px;"> <p>※1申請日について</p> <p>計画期間の終了日と事業年度の終了日が異なる場合、申請日は翌事業年度以降となりますのでご注意ください。</p> </div> <div data-bbox="810 1720 1485 1982" style="background-color: #f9cb9c; padding: 10px; border-radius: 15px;"> <p>※2「フルタイムの労働者等」とは</p> <p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除いた全ての労働者をいいます。</p> </div>

福島県内の認定取得企業（プラチナくるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（令和2年7月14日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社 (平成29年1月、日本テキサス・インスツルメンツ株式会社へ合併)	会津若松市	製造業	平成27年度
2 株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成29年度
3 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	令和元年度

福島県内の認定取得企業（くるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（令和2年7月14日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成20年度（1回目）
2 株式会社沖データシステムズ (平成22年10月、株式会社沖データへ合併)	福島市	サービス業	平成20年度（1回目）
3 株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成21年度（1回目）
4 藤田建設工業株式会社	棚倉町	建設業	平成21年度（1回目）
5 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成22年度（1回目）
6 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成22年度（1回目）
7 田中建設株式会社	双葉町	建設業	平成22年度（1回目）
8 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成24年度（2回目）
9 医療法人社団三成会	須賀川市	医療、福祉	平成24年度（1回目）
10 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成24年度（2回目）
11 社会福祉法人太田福祉記念会	郡山市	医療、福祉	平成24年度（1回目）
12 小野建設株式会社	相馬市	建設業	平成25年度（1回目）
13 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成25年度（2回目）
14 公益財団法人磐城済世会	いわき市	医療、福祉	平成25年度（1回目）
15 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社 (平成29年1月、日本テキサス・インスツルメンツ株式会社へ合併)	会津若松市	製造業	平成25年度（1回目）
16 社会福祉法人いわき福音協会	いわき市	医療、福祉	平成25年度（1回目）
17 医療法人辰星会	二本松市	医療、福祉	平成25年度（1回目）
18 株式会社ヨシハラ	本宮市	製造業	平成25年度（1回目）
19 株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成26年度（2回目）
20 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成26年度（3回目）
21 若松ガス株式会社	会津若松市	電気・ガス・熱供給・水道業	平成26年度（1回目）
22 北関東空調工業株式会社	いわき市	建設業	平成27年度（1回目）
23 株式会社ニノテック	郡山市	卸売業、小売業	平成27年度（1回目）
24 株式会社ハニーズ	いわき市	卸売業、小売業	平成27年度（1回目）
25 アルパインマニュファクチャリング株式会社	いわき市	製造業	平成27年度（1回目）

企業名	所在地	業種	認定年度
26 社団医療法人養生会かしま病院	いわき市	医療、福祉	平成27年度（1回目）
27 一般財団法人太田総合病院	郡山市	医療、福祉	平成27年度（1回目）
28 一般財団法人大原総合病院	福島市	医療、福祉	平成27年度（1回目）
29 株式会社ヨークベニマル	郡山市	卸売業、小売業	平成27年度（1回目）
30 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成28年度（3回目）
31 社会福祉法人南町保育会	会津若松市	医療、福祉	平成28年度（1回目）
32 医療法人平心会	須賀川市	医療、福祉	平成28年度（1回目）
33 日本精測株式会社	会津若松市	サービス業	平成28年度（1回目）
34 株式会社二嘉組	郡山市	建設業	平成28年度（1回目）
35 アルパイン技研株式会社 (平成29年4月、アルパイン株式会社へ合併)	いわき市	サービス業	平成28年度（1回目）
36 株式会社メディカ	郡山市	卸売業、小売業	平成28年度（1回目）
37 株式会社二ノテック	郡山市	卸売業、小売業	平成29年度（2回目）
38 社会福祉法人心愛会	郡山市	医療、福祉	平成30年度（1回目）
39 福島信用金庫	福島市	金融業、保険業	平成30年度（1回目）
40 社会福祉法人笑風会	郡山市	医療、福祉	平成30年度（1回目）
41 ダイハツ福島株式会社	郡山市	卸売業、小売業	平成30年度（1回目）
42 一般財団法人脳神経疾患研究所	郡山市	医療、福祉	平成30年度（1回目）
43 福島トヨペット株式会社	郡山市	卸売業、小売業	令和元年度（1回目）
44 東芝プレジジョン株式会社	福島市	製造業	令和元年度（1回目）
45 株式会社二ノテック	郡山市	卸売業、小売業	令和元年度（3回目）
46 ニダック精密株式会社	相馬市	製造業	令和元年度（1回目）
47 社会福祉法人育成会	いわき市	医療、福祉	令和2年度（1回目）
48 社会福祉法人多宝会	福島市	医療、福祉	令和2年度（1回目）
49 社会福祉法人郡山福祉会	郡山市	医療、福祉	令和2年度（1回目）

